

墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会委員の任期延長について

1 現委員の任期について

墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例（以下「審議会条例」という。）第4条の規定により、委員の任期は2年とされている。

現委員の任期は、令和2年11月26日から令和4年11月25日までである。

2 現委員の任期延長について

審議会条例第12条の規定に基づき、区長決定により、現委員の任期を以下のとおり延長することとしたい。

延長前 （当期）令和2年11月26日から令和4年11月25日まで（2年）
（次期）令和4年11月26日から令和6年11月25日まで（2年）

延長後 （当期）令和2年11月26日から令和5年 3月31日まで（2年4か月強）
（次期）令和5年 4月 1日から令和7年 3月31日まで（2年）

3 任期延長の理由

令和5年4月1日から、墨田区の新たな個人情報保護制度が開始されるため、現在、諮問事項「個人情報保護制度等の見直しに向けた考え方」について本審議会で審議し、答申を取りまとめているところである。今後は、本審議会の答申を受けて、区において新条例の骨子案を作成し、区民の意見を伺うパブリック・コメントを経て、2月議会に新条例案を提案する予定である。

また、今年度中に新たな制度の運用ルールの細則等を整備していく必要があり、本諮問事項の審議に関わっていただいた現委員に、引き続き意見を聴いたり、報告したりする必要があると考えている。

一方で、令和5年4月からは、新たな制度において、本審議会の役割及び所掌事項が大きく変わることから、変更後の役割に応じた委員構成の見直しを行う予定である。

そこで、現委員の任期を4か月程度延長し、改めて委員構成見直し後の新委員に対し、任期2年の委嘱を行うこととする。

【参考】墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委任）

第12条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。